

たかしま

Takashima City
Public Relations

広報

2023

令和5年

6

月号

No. 281

湖西唯一の曳山祭 大溝祭

滋賀県の無形民俗文化財に選択されている大溝祭で4年ぶりに曳山巡行が行われました。(写真：宵宮祭での曳山巡行のようす)

特集1 ここから始まる 子どもと若者の 伸びやかな未来… ②

特集2 長雨による水害や土砂災害に備えましょう！…… ④

・受章おめでとうございます 春の叙勲・危険業務従事者叙勲… ⑧

・がんばる企業を応援します!!【設備投資奨励金、雇用増進奨励金】…… ⑬

主な
内容

高島市公式

フェイスブック
Facebook

インスタグラム
Instagram

ライン
LINE

で情報発信中!



こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」・Instagram「takashima_city #たかP写真館」・LINE「@takashima_city」【たかP】

無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます!

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。
スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

マチイロ

検索

※アプリのダウンロードは無料ですが、
通信費は利用者のご負担になります。

特集1 ここから始まる 子どもと若者の 伸びやかな未来



市では、子育て家庭が抱える育児への不安や子どもの発達、児童虐待、不登校、非行、引きこもり、子ども・若者ケアラーなどの相談支援を包括的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備するとともに、拠点整備に併せて、学校や家庭以外の居場所となる「子どもの第三の居場所」を開設します。

図 子ども家庭総合支援拠点準備室
☎(25) 8517

新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」の中庭



2 施設整備の概要

新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」を改修し、育児への不安や子どもの発達、児童虐待、不登校、非行、引きこもり、子ども・若者ケアラーなどの相談支援を包括的に行う体制を整備します。



- ▼所在地 新旭町北畑 45 番地 1
- ▼事業内容
 - 子ども家庭総合支援拠点の整備 (親子交流スペース、事務室、相談室、研修室等)
 - 子ども第三の居場所の開設 (活動室、調理体験スペース、浴室、学習スペース等)
- ▼開始時期 令和6年1月予定



児童発達支援センター「エール」

困難課題への対応

- 子ども・若者ケアラーなど子ども子育て分野での総合支援の拠点としての機能を発揮
- 拠点の専門職が支援機関をバックアップすることで相談現場の負担軽減

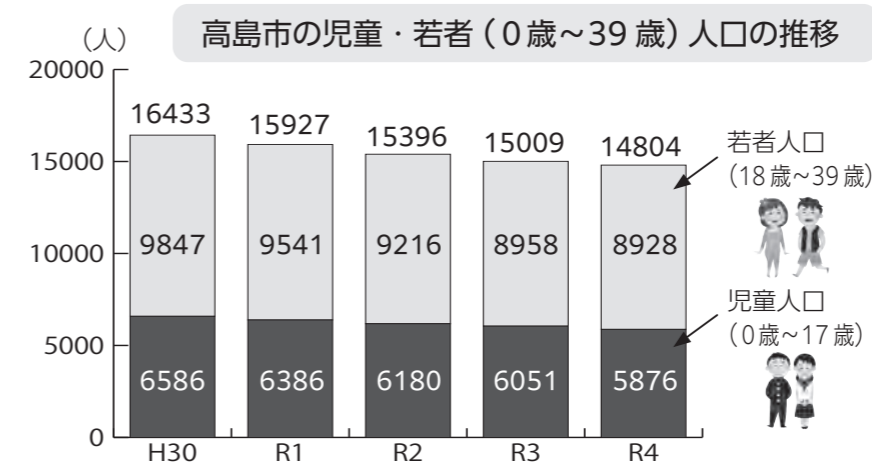
子ども家庭問題の予防

- 奥に隠れている課題を見つけ、課題の拡張・拡散を防ぐ
- 「不登校」「引きこもり」「非行」「虐待」「ドメスティックバイオレンス」の予防
- 関係機関の連携・調整
- 複数の支援機関にまたがった対応が必要な場合の調整
- 困難なポイントの共有化を行い役割の分担をする

子ども若者支援・児童虐待防止支援の両輪対応の強化

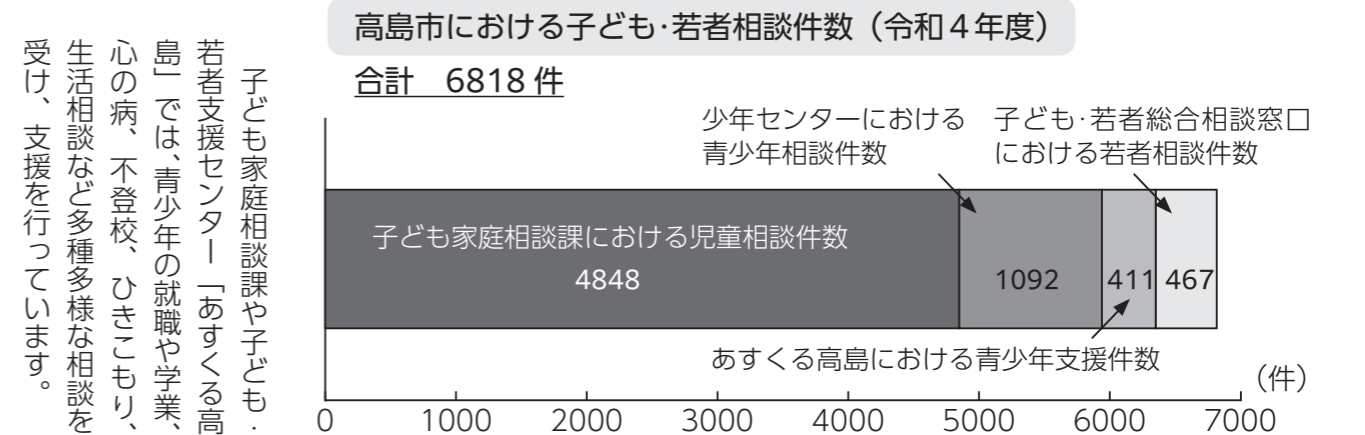
- 妊産婦・子育て世帯・0～4歳未満の子ども・若者支援を拠点化することで、子どもや若者の精神疾患の発症や虐待の連鎖、社会への不適応など次世代への影響を防止できる

3 施設整備による効果



1 市における「子ども・若者相談」の現状

児童人口(0歳から17歳)は平成30年から令和4年の5年間に10.9%減少し、若者人口(18歳から39歳)は9.3%減少している一方で、子どもや若者に関するたくさんの方の相談が寄せられています。



子ども家庭相談課や子ども・若者支援センター「あすくる高島」では、青少年の就職や学業、心の病、不登校、ひきこもり、生活相談など多種多様な相談を受け、支援を行っています。

メモ

○「子ども第三の居場所」とは…

子どもの抱える困難は非常に見えにくく複雑なため、家庭や学校だけで解決することが難しいこともあります。そこで、子どもたちの孤立しやすい放課後の時間に、家庭や学校以外の場で、信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育む場所が「子ども第三の居場所」です。



長雨による水害や土砂災害に備えましょう！

できることから始める防災対策

閩防災課 ☎(25) 81333

できることを探してみよう！



例年、近畿地方では6月頃から梅雨入りとなり長期的な降雨が見込まれる時期となります。近年では6月から8月頃にかけて全国各地で豪雨等による河川の氾濫や浸水被害、また、土砂災害などが頻発しています。

こうした水害や土砂災害について理解を深め、被害を防ぎ少なくするためにはどうすればよいかを考え、災害に備えましょう。

災害について「正しく知って、正しく恐れ、正しく備えること」が防災の第一歩です。「わがこと(当事者)意識」を持ち、それぞれの立場でできることを考え、日頃から備えておくことが大切です。

○風水害に備えて…

豪雨や台風による風水害については、正確な情報を収集し、予想される被害への対策をすることによって被害を低減することができ

ます。「高島市防災ハザードマップ」を活用し、事前に自宅周辺の危険箇所や避難場所、避難経路、避難方法について再度、確認しておきましょう。



市ホームページにも掲載！



台風や長雨が来ると分かったら

- ①家の周りを確認しましょう
家の周りがある風で飛ばされそうなものは屋内に片付けましょう。
 - ②貴重品の移動をしましょう
事前に浸水被害で濡れると困るもの(貴重品など)を2階などへ移動させましょう。
 - ③停電に備えましょう
懐中電灯やラジオ、予備の電池を準備しましょう。
 - ④断水などに備えましょう
ペットボトルなどで飲料水を準備しましょう。(飲み水の確保)
 - ⑤避難のタイミングを確認しましょう
ハザードマップで自宅周辺等の危険性を確認しましょう。
- 側溝や排水溝の掃除をして、水の流れをよくしましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、充電用バッテリーなどの充電を満タンにしましょう。
- 広域避難所などに避難する必要がある場合は、安全に避難できる経路と避難のタイミングを確認しましょう。

自宅からの避難が必要になったら

- ①早めの避難を心掛けましょう
強風が吹いている間や夜間になるべく避け、安全に避難できるタイミングで避難しましょう。

ポイント

平時から家族共有の避難のタイミング(マイタイムライン)を事前に決めておきましょう。

- 川や水路などを避けて避難しましょう。
- 災害が発生している場合など、家の外へ避難することが危険なときは、2階など家中でより安全な場所へ避難しましょう。

ポイント

いつもと違うと感じたらすぐ避難することが大切です。(例) 山から水が出ている、山から異音・異臭がする、雨が降っているのに川の水位が減った など

雨が降り始めたら

- ①気象情報を確認しましょう
テレビやラジオ、気象庁ホームページなどを確認し情報を入力しましょう。



ポイント

注意報や警報は、高島市全域に発令されます。この地域が危険な状態になっているか、今後の降雨状況はどのように移行するかを確認し、必要に応じて避難の準備や避難を開始することが大切です。

- ②自宅で安全を確保しましょう
おむやみに外に出ないようにしましょう。

※夜間や増水時に河川や田畑等の水路の確認を行うことは大変危険です。
○2階で寝るなど、寝ている間の浸水に備えましょう。

地域でできる取り組み

- 風水害・土砂災害時の避難訓練をしてみましょう。
 - 区や自治会で風水害・土砂災害に備えた計画を作成しましょう。
- 詳しくは防災課までお問い合わせください。



避難所運営計画作成	地震災害計画作成	地震災害計画見直し
水害計画作成	水害計画見直し	
地域タイムライン作成	地域タイムライン見直し	
防災訓練		
1年目 地域タイムライン作成	2年目 水害の防災計画作成	3年目 地震災害の防災計画作成
		4年目 避難所運営計画作成

気になる情報をすばやくお届けします！

メール配信サービス リアルタイム高島

市では、スマートフォンなどにさまざまな情報を送るメール配信サービスを行っています。この機会にぜひ登録してください。

防災情報

気象警報が発令された時や、地震・土砂災害・避難情報などをお届けします。

熊目撃情報

熊の目撃情報をお届けします。

★他にも欲しい情報を登録時にお選びください。

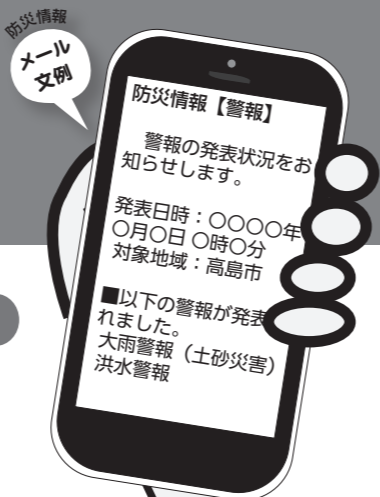
登録方法

- 1 「real.takashima@sg-m.jp」に空メールを送信してください
- 2 その後、送られてくるメールから登録用の画面に進み、手続きしてください

(右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取っていただき、記載されているURLから登録用のサイトに進むと、スムーズに空メールを送信することができます。)

- ・本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料(登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金)は個人の負担となります。
- ・迷惑メール受信対策等で、「@city.takashima.shiga.jp」からのメールを受け取れない設定をしている場合や、URL 付きのメールを受け取れない設定をしている場合は受信可能にしてください。

防災、火災、熊目撃、行方不明者、子育ての情報など...



高島市LINE公式アカウントを開設しています！



欲しい情報を欲しい時に、素早く確認いただけるよう、市のLINE公式アカウントを開設しています。

自動応答によるチャット機能などにより、情報を自宅や外出先で、お手元のスマホからご覧になれます。



友だち追加はこちらから！

右の二次元コードを読み取り、【追加】を押してください。



LINE公式アカウント @takashima_city を検索して追加してください。



LINEスタンプ販売中！

市公式Instagram イメージキャラクター「たかP」のLINEスタンプを作成しました！



LINEアプリ内スタンプショップで Q 高島市 で検索！

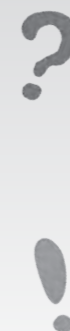
1セット 40種類 120円(50コイン)



食料、飲料水、生活必需品の備蓄は大丈夫ですか？

非常備蓄品と非常持ち出し品は、ライフライン(電気・ガス・水道など)が復旧するまでの数日間(最低3日、可能な限り1週間分程度)自ら生活できるように準備しておくものです。被害を受けにくく、非常時でも取り出しやすい場所に保管しておきましょう。

日頃から少し多めに日持ちする食材や加工品を買っておき、使った分を新しく買い足すなど日常生活の中で備えることもできます。



Q 記録的短時間降雨って？

A 数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合などに発表されます。発表された段階で、土砂災害や浸水害、河川の洪水災害の発生につながるように猛烈な雨が降っています。市から発令されている避難情報などを参考に、適切な避難行動をしてください。

Q 顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)って？

A 線状降水帯による大雨の発生の可能性が高いことが予測された場合に発表されます。線状降水帯が発生すると、雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、ハザードマップの確認や避難経路の確認など事前に対策をしておいたために、半日程度前から発表されることになっています。

長雨に関するQ&A



感震ブレーカー設置を補助しています！

「感震ブレーカー」とは、地震による揺れを感知した時に自動でブレーカーを落とす器具です。ブレーカーを落とすことで、地震発生直後の電気機器による火災などを防ぐことができます。高齢の方や障がいのある方など、自らブレーカーを切り避難することが困難と思われる世帯に対して、設置費の一部を補助しています。ぜひご活用ください。

本年度から、65歳以上の方とご家族が同居されている世帯でも制度が利用できます！

補助要件

- 65歳以上の方がいる世帯
- 要介護認定が2以上と認定されている方がいる世帯
- 次の手帳または証書の交付を受けている方がいる世帯
 - 1級または2級の身体障害者手帳、A1またはA2の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証

補助額

- 感震ブレーカーの購入および設置に伴う費用の2分の1以内(上限額2万円まで)
- ※ 新築する際に取り付けるものは対象外です。
- ※ 補助金予算がなくなり次第終了となります。

☎ 防災課 ☎ (25) 8133 滋賀県電気工事工業組合 でんき工事ホームセンター高島 ☎ 0120(877)136

このページについては企画広報課までお問い合わせください。 ☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130

国道 161 号小松拡幅 13 工区の 環境影響評価準備書の縦覧および説明会を開催します

☎ 国県事業対策課 ☎ (25) 8013

国道 161 号の小松拡幅は、高島市勝野を起点とし、大津市北小松を終点とする道路で、琵琶湖西岸の幹線道路ネットワークを強化し、地域の活性化を図るために整備が計画されています。

このうち 13 工区（勝野～北小松）の事業実施に向けて、滋賀県では右記のとおり、環境への影響の評価結果などを示した図書（準備書および要約書）の縦覧と住民を対象に説明会を開催します。



◎図書の縦覧

期間 6月30日(金)～7月31日(月)
8時30分～17時15分
(土日・祝日を除く)
場所 (市) 国県事業対策課、高島支所
(県) 高島環境事務所、県民情報室

◎意見書の提出

環境影響評価準備書のご意見は、6月30日(金)から8月14日(月)までに滋賀県都市計画課へ郵送(必着)または、提出してください。
なお、縦覧期間中であれば、縦覧場所でも提出いただけます。

◎住民説明会

日時 7月8日(土) 14時～16時
場所 高島公民館
申し込み 事前申し込み不要

国スポ・障スポイメージソング「シャイン!!」に合わせて 「健康寿命延伸ダンス体操」を踊ろう!

☎ 国スポ・障スポ大会推進課 ☎ (25) 8567



公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会の皆さんが、健康づくりに取り組むきっかけになって欲しいという想いを込めて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポイメージソング「シャイン!!」を使った「健康寿命延伸ダンス

体操」を考案されました。
振付の中には見覚えのある体操が取り入れられており、どなたでも簡単に楽しく踊っていただけるダンスになっていますので、ぜひ日々の健康づくりでご活用ください。



受章おめでとうございます

☎ 総務課 ☎ (25) 8000

春の叙勲・危険業務従事者叙勲

栄えある令和5年春の叙勲、第40回危険業務従事者叙勲の市内受章者をご紹介します。(順不同)

叙勲

《瑞宝双光章》消防功労

山崎 正富さん 元 高島市消防団団長

《瑞宝単光章》消防功労

八木 高夫さん 元 高島市消防団副団長

危険業務従事者叙勲

《瑞宝双光章》警察功労

好田 宏和さん 元 警視正

《瑞宝双光章》防衛功労

宇佐美 芳己さん 元 2等陸佐

《瑞宝単光章》防衛功労

野村 勝志さん 元 3等陸尉

木造住宅の地震対策を 行いましょう!

今後、大地震が起きた時に、大切な命や財産を守り、安全を確保するためには、まず「自分の住まいを知る」こと、家の耐震性を強化し「住まいを強くする」ことが、地震による被害を大幅に減らすことにつながります。大地震に備えて、木造住宅の耐震化を進めましょう。

市では耐震診断や耐震化に係る概算費用の算出(補強案作成)を無料で実施しています。補助を受ける場合には、耐震診断が必要です。

▼補助要件

(すべて満たしていることが必要です)

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの
- 延べ床面積の 2 分の 1 以上の部分が住宅として使われているもの
- 階数が 2 階以下、かつ延べ床面積 300 m²以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法(プレハブ工法)でないもの

▼補助金の額 (一部見直しました)

- 木造住宅の耐震改修に伴う工事費の 80%
【限度額 120 万円】
※積雪条件で限度額 100 万円の地域あり
- 建て替えに伴う除却工事費の 23%
【限度額 82 万 2 千円】
- 要件によって割増補助あり



※詳しくは、市のホームページをご覧ください。
になるか、お問い合わせください。



☎ 都市政策課
(25) 8571

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します



子育て政策課 ☎ (25) 8136



食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、新たな給付金の支給を実施します。ひとり親世帯の方とひとり親世帯以外の方のそれぞれの給付金の概要をお知らせします。

ひとり親世帯の方

支給対象者

- 次の①～③のいずれかに該当する方です。
- ①令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方
 - ②公的年金等を受給していて、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限りです
 - ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

ひとり親世帯以外の方

支給対象者

- ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除き、次の①②のいずれかに該当する方です。
- ①令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給している方
 - ②令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合は、20歳未満）を養育している世帯のうち、家計が急変し、令和5年1月以降の収入が住民税非課税相当となった方

支給手続き・支給額

支給手続き

- ①に該当する方は、申請は不要です。
対象の方には、5月中旬にお知らせを送付しましたので、必ずご確認ください。対象者には5月中旬に給付金を振り込む予定です。
- ②または③に該当する方は、申請が必要です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。
申請の受付期間は6月1日（木）から令和6年2月29日（木）です。

支給額

児童1人当たり 一律 50,000円

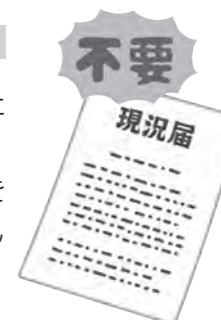
児童手当制度が一部変更になっています

子育て政策課 ☎ (25) 8136



1 現況届の提出が原則不要になっています

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただいていたましたが、令和4年度から現況届の提出が原則不要になっています。一部の現況届の提出が必要な方については、6月上旬に「児童手当現況届」を送付しますので、**6月30日（金）**までに子育て政策課、または各支所に提出してください。なお、公務員の方は、勤務先でご確認ください。



2 所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられません

令和4年10月支給分から、所得上限限度額（下記の表を参考）を超える方は、特例給付が支給されません。詳しくは子育て政策課までお問い合わせください。

（単位：万円）

扶養親族等の数（例）		所得制限限度額		所得上限限度額	
		所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	前年末に児童が生まれていない場合 等	622	833.3	858	1071
1人	児童1人の場合 等	660	875.6	896	1124
2人	児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等	698	917.8	934	1162
3人	児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等	736	960	972	1200

また、児童手当認定請求書等の提出は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」から子育てに関する行政手続きの一部がワンストップでできる「子育てワンストップサービス」の「電子申請サービス」から提出ができます。

◆電子申請に必要なもの

- マイナンバーカード
- インターネットに接続できるパソコン
- マイナンバーカードに対応したカードリーダー、またはICカードリーダー機能を持つスマートフォン



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

詳しくは、マイナポータル「ぴったりサービス」をご覧ください。



(市民協働提案事業)

今の働き方で満足ですか？

自己実現ワーク & 相談・ランチ交流会

「働き方を変えたい」「働き方を変えたいばかり」そんなあなたが、ワークを通して自分でも気づけなかった新しい強みに気づき、そこから自己実現のための新しい一歩を踏み出してみませんか？

▼日時 6月22日(木)

9時30分～12時30分(セミナー)
13時～15時(相談・ランチ交流会)

▼会場 働く女性の家
講師 原田大資さん

▼内容 自分の強みや価値観を再確認することのできる、楽しいワーク中心のセミナーです。

講師は「心理学と脳科学の理論に基づいた研修」で実績のある、人気講師の原田大資さん。

▼申込方法 下記の二次元コードからお申し込みください。

▼料金 2,500円(ランチ代別途実費)

▼問い合わせ

たかしまライフワーク Sta. 田中
☎080(3245)8568



原田 大資さん



☎ 市民協働提案事業 (25) 8524

受講生募集

「たかしま野菜・園芸塾」開講

野菜や花の栽培の秘訣を教わる「たかしま野菜・園芸塾」を開講します。

講義に加え、畑・直売所の見学や、ハウスを活用したトマト・メロンのプランター栽培を、種まきから収穫まで体験していただける内容を予定しています。

直売所やJAへの出荷を目指して、栽培の基礎から販売まで学びたい方はぜひご参加ください！

【講座概要】

▼開講期間

6月中旬～2月下旬

(6回程度の講座+随時農作業体験)

▼主な講座内容(予定)

野菜栽培の基礎講義、おすすめ園芸用品の紹介、市内の栽培ほ場などの見学、生産者との交流、トレーニングハウスでの栽培管理、収穫作業体験、露地野菜苗の育苗管理体験

※県の農業技術職である普及指導員が指導、サポートします。

▼受講料 2,000円

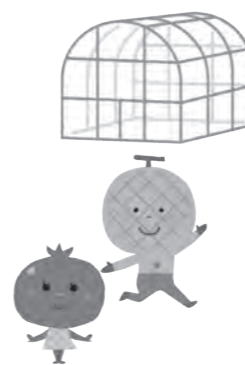
(保険料・資料代等)

▼募集人数 10人程度

▼申込締切 6月9日(金)

▼申込先

高島地域農業センター
☎(25)8151



☎ 農業政策課 (25) 8511

がんばる企業を応援します!!

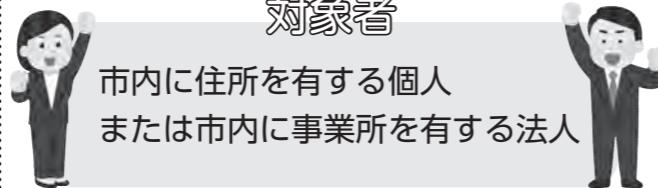
市では、市内の企業が元気になり地域の活性化にご活躍いただくため、「高島市企業活動支援奨励金交付要綱」を制定し、企業の設備投資ならびに雇用増進を支援します。
※奨励金は、その2分の1を地域通貨アイカで支払います。

※詳しい内容や申請様式などは市のホームページをご覧ください。



対象者

市内に住所を有する個人
または市内に事業所を有する法人



【設備投資奨励金】

▼奨励金の額

過去3年間(令和2年1月2日～令和5年1月1日)の新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額

▼申請の時期

○交付申請 9月20日☎まで
○実績報告 固定資産税を全額納付された日から令和6年2月29日☎まで
※交付申請、実績報告とも当日の消印有効

【雇用増進奨励金】

▼奨励金の額

増加した市内従業員1人当たり10万円(市外からの転入者および障がい者の方は20万円)
※常時雇用する従業員数によって要件が異なります。

▼申請の時期

令和6年1月4日☎～31日☎

☎ 商工振興課 (25) 8514

訪問看護サービスって、なに？

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

個人を尊重し、生活環境を大幅に変えることなく、在宅で看護を行います。

☎ 高島市訪問看護ステーション

☎ (36) 8111



訪問看護あるある
「初心忘るべからず」の気持ちで、常に緊張感をもって看護に携わっています。